

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

- (4) 令和2年度 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター
「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料1 令和2年度 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター
「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」

参考資料1 令和2年度 出資法人
「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料2 令和2年度 出資法人
「経営改善及び連携活用に関する取組評価」の審議結果について

参考資料3 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター
「経営改善及び連携・活用に関する方針」

令和3年8月20日

健康福祉局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和2(2020)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健所環境保健課
----------	---------------------	-----	---------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

川崎・横浜公害保健センターは、公害健康被害に係る専門的施設として設立され、被認定者への医学的検査やリハビリテーション事業、また広く市民に対する呼吸器健康相談やアレルギー相談事業等を実施することにより、被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、広く市民への呼吸器疾患の予防を図っていることから、本市の環境保健事業を推進する役割を担っています。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
	分野別計画	-	

4カ年計画の目標

・公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことで、本市における認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を実施し健康の回復と福祉の向上に寄与すること、また、広く市民に対して呼吸器疾患に伴う予防事業等を行うことにより、環境保健事業の効果的な推進に寄与することを目標としています。特に、被認定者の医学的検査、認定更新や障害程度の見直し等については、専門性が高く、長年にわたる医学的データが蓄積されていることから、被認定者の専門施設として当法人を今後も活用していくことが効果的です。

・一方で、高齢化等による被認定者の減少に伴い検査・検診事業や保健福祉事業が減少傾向にあることから、今後は広く市民に対する呼吸器疾患に伴う予防事業等に注力する必要があります。また、出資法人の効率化・経営健全化に合わせ、委託事業を含む自主事業の拡大を検討していきます。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	検査・検診事業	検査・検診回数	回	65	65	48	c	D	II
		受診者数	人	1,159	1,092	703	c		
		事業別の行政サービスコスト	千円	13,965	13,200	12,484	1)		
②	保健福祉事業	呼吸機能訓練教室開催回数	回	12	12	7	d	D	II
		呼吸機能訓練教室参加者数	人	196	196	88	d		
		「健康が維持・増進・回復された」と回答した者の率	%	91	93	94	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	4,862	6,355	3,674	1)		
③	健康被害予防事業	呼吸器健康相談実施回数	回	11	17	8	d	D	II
		呼吸器健康相談参加者数	人	45	300	23	d		
		「満足」と回答した者の率	%	98	98	100	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	10,624	13,758	3,426	1)		

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	経費の抑制	経費増加率	%	0	0	-10.00	a	A	I

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	コンプライアンスの遵守	コンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

令和元年度の市の総括を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に十分に配慮しながら、事業実施手法や参加者への安全対策に配慮した取組を実行しました。また、年々、被認定者が減少していますが、経費等の支出の削減だけでなく、各事業に参加した方々に満足いただけるように、事業内容の充実を図る取組の推進に配慮しました。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

川崎市の公害健康被害被認定者は、昭和63年3月の指定地域解除を境に減少傾向にありますが、令和2年度末現在、現存被認定者数は1,181名となっています。川崎・横浜公害保健センターには、被認定者の医学的検査を行うことで本市における認定審査の公平性を担保するとともに、公害健康被害の専門施設として被認定者に保健福祉事業を実施し、健康の回復と福祉の向上に寄与すること、また、広く市民に対する呼吸器疾患に係る予防事業の継続実施等、本市環境保健事業の効果的な推進に寄与することを引き続き求めます。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による2度の緊急事態宣言の発令などの影響で中止となった事業もあり、本市施策推進に向けた取組は総じて平成29年度の現状値を下回っています。今後も新型コロナウイルス感染症の収束見通しがたたない状況ではありますが、感染予防対策を講じるなどして、事業実施手法の検討や参加者への安全対策などに配慮した取組を進められることを望みます。

また、今後も被認定者数の減少が見込まれることから、法人が本市の求める役割を果たしていく中では、経費等の支出の削減だけでなく各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図る取組についても進められることを期待します。

法人名(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健所環境保健課
----------	---------------------	-----	---------------

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)

事業名	検査・検診事業
計画 (Plan)	
指標	①実施回数、②受診者数
現状	川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者を対象とし、1年ごとに行う障害程度の見直しと、3年ごとの認定更新の審査に必要な検査・検診をセンターで行い、必要なデータを両市に提供しています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・設定した目標値を基に、受診者数に応じた実施回数を確保します。 ・認定更新のサイクルによる年度ごとの受診者や、高齢化に伴う参加者の減少傾向等を見込み、各年度の受診者数を推計します。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害の補償等に関する法律及び川崎市健康被害補償条例の規定に基づき、被認定者の認定更新及び障害程度の見直しに係る医学的検査を実施します。 ・最大7項目(肺機能検査、血液検査、胸部X線検査、心電図検査、経皮的動脈血酸素飽和度測定検査、動脈血ガス分析検査、喀痰検査)のうち、必要に応じた検査を行います。 ・被認定者は基礎疾患のある高齢者が多いため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として3密を回避するほか、パーティションの設置や手指・器物の消毒を徹底し、検査・検診事業の確保に努めます。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 公害健康被害の補償等に関する法律及び川崎市健康被害補償条例の規定による1年ごとの障害程度の見直し及び3年ごとの認定更新に係る医学的検査について、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令もあり、検査・検診事業の実施が中止となった期間もあったため、年65回の予定が48回の実施にとどまりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として3密を回避し、パーティションの設置や手指・器物の消毒を徹底することにより、審査に必要な検査結果を川崎・横浜両市に提供しました。</p> <p>【指標2関連】 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令もあり、検査・検診事業が中止となったことで、受診者数も減少しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として3密を回避し、パーティションの設置や手指・器物の消毒を徹底することによって、最大7項目(肺機能検査、血液検査、胸部X線検査、心電図検査、経皮的動脈血酸素飽和度測定検査、動脈血ガス分析検査、喀痰検査)のうち、肺機能検査を除いた(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため)検査・検診を703人に実施しました。</p>
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	検査・検診回数	目標値	65	65	65	65	65	回
	説明	川崎市及び横浜市分 ※個別設定値:62(現状値の95%)		実績値	65	65	48	
2	受診者数	目標値	1,159	1,189	1,205	1,092	1,040	人
	説明	川崎市分のみ		実績値	1,124	1,147	703	

指標1 に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	C	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・検査・検診の回数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発令のため、4月から6月にかけて15回、2月から3月にかけて2回中止したので目標を達成することができませんでした。受診者数についても、検査の中止に伴い目標を達成できませんでした。

	達成状況	区分 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	区分選択の理由 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取組を進めたものの、緊急事態宣言による検査・検診の中止もあり、検査・検診回数及び受診者数ともに、目標値を達することはできなかったため。
		D	

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	13,965	13,749	14,000	13,200	13,000	千円
	説明	直接事業費－直接自己収入		実績値	12,241	16,453	12,484	

行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上
------------------	-----------	--

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

・令和元年度末に退職した正規職員を4月から嘱託職員として再雇用したため給与手当額が減少し、他事業と経費按分しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発令のため、検査・検診が一部中止したことや受診者数の減少から、事業別の行政サービスコストは目標値に対して95%の実績値となりました。

	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分 (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	区分選択の理由 ・人件費の削減による経費削減に努めながら、正確かつ公平な検査・検診を実施したことにより、認定審査会における認定更新及び障害程度の見直しに係る適正な審査に寄与したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取組を進めたものの、緊急事態宣言の発令による検査・検診の中止したことや受診者数の減少もあったため。
		(3)	

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健所環境保健課
----------	---------------------	-----	---------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)	
事業名	保健福祉事業
計 画 (Plan)	
指標	①開催回数、②参加者数、③アンケートの「充足度」回答率
現状	公害健康被害被認定者の損なわれた健康の回復、保持増進と福祉の向上を目的として実施する事業であり、公害保健センターに本市が委託し、各分野の専門家による日常生活における療養の方法、呼吸指導等の訓練等、毎月1回の呼吸機能訓練教室を開催しています。また、被認定者全員に案内通知を発送し参加を募るとともに、参加者に対しては年度末にアンケート調査を行っています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等による被認定者数の減少により参加者数の目標値確保が困難な状況にありますが、毎月1回開催の維持に努めます。 ・参加者数確保のため、被認定者への個別通知やチラシ配布等、広報の充実を図ります。 ・アンケート回答の「健康が維持・増進された」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎・横浜公害保健センターに運営等を委託し、被認定者を対象とした「呼吸機能訓練教室12回」(成人ぜん息患者や一般市民を対象とした「知識普及講演会2回」を含む)を実施します。 ・事業を実施する場合には、参加者はぜん息など基礎疾患のある方が多いため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、3密の回避や手指・器物の消毒を徹底し、参加者等の安全対策の確保に努めるとともに、参加者が満足していただけるような事業内容の充実を図ります。 ・呼吸機能訓練教室は、公害健康被害被認定者だけでなく、慢性閉塞性肺疾患(COPD)等の呼吸器疾患罹患者も対象としており、健康の回復・増進だけでなく、予防に伴う自己管理能力の向上も目的としています。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 本事業は公害健康被害被認定患者や呼吸機能が低下した人を対象とした教室であるため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発令のため、7回(呼吸機能訓練教室5回・知識普及講演会2回)しか開催することができませんでした。</p> <p>【指標2関連】 令和2年度においては、緊急事態宣言の影響による教室の中止や新型コロナウイルス感染症予防のために3密を回避するため、呼吸機能訓練教室・知識普及講演会とも参加者数を会場定員の半数までとしたことから、目標値を達成することができず、参加者数は88人でした。</p> <p>【指標3関連】 被認定者を対象とした「呼吸機能訓練教室7回」(成人ぜん息患者や一般市民を対象とした「知識普及講演会2回」を含む)に参加した者に対して、アンケートを実施した結果、「健康が維持・増進された」と回答した参加者は94%でした。また、令和元年度のアンケート結果については、本市と川崎・横浜公害保健センターで共有したほか、参加者のニーズにあった訓練内容(著名な理学療法士を講師として招聘、診療所長による感染症予防に関する講話の開催)を令和2年度事業計画に反映させました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	呼吸機能訓練教室開催回数	目標値	12	12	12	12	12	回
	説明 毎月1回開催 ※個別設定値:11(現状値の95%)	実績値		12	11	7		
2	呼吸機能訓練教室参加者数	目標値	196	196	196	196	196	人
	説明 年間の総参加者数(知識普及講演会除く) ※個別設定値:186(現状値の95%)	実績値		196	208	88		
3	「健康が維持・増進・回復された」と回答した者の率	目標値	91	91	92	93	94	%
	説明 教室終了後にアンケートを実施 ※個別設定値:86(現状値の95%)	実績値		91	90	89	94	
指標1 に対する達成度	d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
指標2 に対する達成度	d							
指標3 に対する達成度	a							

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

・開催回数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言のため、開催を中止したことにより目標値が下回ったほか、参加者数も回数や定員減に伴い目標値を下回りました。また、教室終了後に実施したアンケート結果では、「健康が維持・増進・回復された」と回答した者の率は前年を上回り、目標値を達成しました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	4,862	6,355	6,355	6,355	6,355	千円
	説明 直接事業費ー直接自己収入	実績値		4,862	5,234	4,631	3,674	
行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上						

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

・令和元年度末に退職した正規職員を4月から嘱託職員として再雇用したため給与手当額が減少し、他事業と経費按分しました。また、呼吸機能訓練教室は新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発令のため、毎月開催のところ7回しか開催できなかったこともあり、事業別の行政サービスコストは目標値に対して58%の実績値となりました。

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(3)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	II	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止

法人名(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健所環境保健課
----------	---------------------	-----	---------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和2(2020)年度)	
事業名	健康被害予防事業
計 画 (Plan)	
指標	①実施回数、②参加者数、③アンケートの「満足度」回答率
現状	呼吸器疾患の予防に寄与する事業を行うことにより、広く市民の健康の確保を図ることを目的として、呼吸器健康相談、アレルギー相談血液抗体検査及びぜん息児水泳教室事前検診を実施しています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度まで月1回の実施であった呼吸器健康相談事業について、呼吸器疾患に伴う予防の更なる普及・推進のため、各種イベント等への出張相談を新たに5回程度実施します。 ・参加者確保のため、現状の広報手段である市政だより以外の啓発方法を検討します。 ・アンケート回答の「満足」との回答率が98%以上となるよう、内容の充実を図ります。
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸器健康相談については、毎月1回、呼吸器に関する悩みや相談のほか、必要に応じてX線撮影などを実施します。 ・参加者数を確保するための広報活動を行い、潜在的な患者を早期に発見して自己管理等の方法を指導します。 ・各種団体が実施する市民向けのイベントにおいて、年5回、呼吸器機能検査や酸素飽和度測定器による出張相談を実施します。 ・事業を実施する場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として3密を回避するほか、パーティションの設置や手指・器物の消毒を徹底し、参加者等の安全対策の確保に努めるとともに、参加者が満足していただけるような事業内容の充実を図ります。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により呼吸器健康相談事業を当センターのみ8回実施し、中原休日急患診療所での健康相談の実施や各種イベント(看護フェスタ、あおぞらウェルネス、多摩区健康フェスタ)が中止されました。</p> <p>【指標2関連】 呼吸器健康相談については、これまで毎月1回、呼吸器に関する悩みや相談のほか、必要に応じて肺機能検査を実施してきましたが、令和2年度は、希望が多い肺機能検査を感染予防のために実施できないことや新型コロナウイルス感染症拡大などによる外出自粛により、参加者数が大幅に減少し23名でした。</p> <p>【指標3関連】 参加者に対してアンケートを実施した結果、「満足」と回答した率は100%でした。アンケート結果からは、日頃の病状の相談のほか、主治医以外の意見を気軽に相談したかったとの回答がありました。</p>

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	呼吸器健康相談実施回数	目標値	11	17	17	17	17	回
	説明	開催数: 公害保健センター10回、別会場2回、出張開催5回		実績値	16	13	8	
2	呼吸器健康相談参加者数	目標値	45	300	300	300	300	人
	説明	年間の総参加者数		実績値	305	299	23	
3	「満足」と回答した者の率	目標値	98	98	98	98	98	%
	説明	健康相談実施後にアンケートを実施 ※個別設定値: 93 (現状値の95%)		実績値	96	96	100	
指標1 に対する達成度		d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度		d						
指標3 に対する達成度		a						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について) ・市政だよりへの掲載やタウン誌への広告などにより事業周知を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント等の中止もあり、呼吸器健康相談の実施回数及び参加者数とも目標値を下回りました。また、アンケートでは満足と回答した割合は、参加者の悩みなど十分に傾聴するなどしたことから目標値を上回りました。								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	D

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	10,624	13,758	13,758	13,758	13,758	千円
	説明	直接事業費ー直接自己収入		実績値	9,987	4,623	3,426	
行政サービスコストに対する達成度		1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について) ・令和元年度末に退職した正規職員を4月から嘱託職員として再雇用したため、給与手当額が減少し、他事業と経費按分しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ぜん息児水泳教室事前検診事業や看護フェスタなどのイベントがすべて中止となったため、事業別の行政サービスコストは目標値に対して25%の実績値となりました。								

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコスト」に対する達成度)等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(3)

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)

項目名	経費の抑制
計画 (Plan)	
指標	経費増加率
現状	平成29(2017)年度管理費決算額:25,778千円
行動計画	経費の大部分は、人件費・業務委託費などです。経費については、従来から削減に努めていますが、今後も変動経費を抑制して対応していきます。
具体的な取組内容	新型コロナウイルス感染症による事業中止の減収やその対策費用が増加するため、工事の繰り延べを行うなど全体経費の抑制に配慮しつつ、当法人の目的に沿った事業を継続し、最大限の効果を求めていきます。

実施結果 (Do)

経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 令和2年度の管理費決算額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減を考慮し、工事(排風機の交換)の一部を取り止めたことから、修繕費の減少(△2,464)などにより、前年度実績28,548千円から25,693千円に減少しました。(経費減少率-10.0%)</p>
---------------	---

評価 (Check)

経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	経費増加率	目標値	0	0	0	0	0	%
	説明 経費の前年度比増加率	実績値		0	-0.24	9.8	-10	
指標1 に対する達成度		<p>a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満</p> <p>※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載</p>						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
<p>・令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各種事業が例年どおり実施できなかったため、収入不足によるマイナス収支を避けるために工事(排風機の交換)の一部を取り止めた結果、管理費の支出を抑え目標を達成することができました。延期した工事については、機械の作動状況や令和4年度以降の予算状況を勘案して対応してまいります。</p>								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A	<p>A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った</p> <p>・排風機工事の一部中止など管理経費の削減や節約に努めた結果、実績値が目標値以内となり、経費抑制の目標を達成することができました。</p>

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I	<p>I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止</p> <p>・経費については、引き続き削減に努め、今後も変動経費を抑制して対応していきます。</p>

4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)	
項目名	コンプライアンスの遵守
計画 (Plan)	
指標	コンプライアンスに反する事案発生件数
現状	毎週月曜日に職員全員でミーティングを行っており、コンプライアンスの順守を徹底しています。
行動計画	今後もミーティングを継続しながら、組織内にてコンプライアンスの順守を徹底します。
具体的な取組内容	職員のミーティング時や理事会等において、継続してコンプライアンス順守の徹底を図ります。

実施結果 (Do)	
業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 コンプライアンスに反する事案は発生していません。

評価 (Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	コンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値		0	0	0	0	件
	説明 コンプライアンスの違反件数	実績値	0	0	0	0		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
職員のミーティング時や理事会等において、コンプライアンス順守の徹底を図った結果、コンプライアンスに反する事案は、発生していません。								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A ・毎週月曜日の職員ミーティングや理事会でコンプライアンス意識を共有するなどした結果、成果指標である「コンプライアンスに発する事案の発生」がなかったため。

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)				
	経常収益	71,898	61,516	56,154	
	経常費用	77,529	71,336	62,286	
	当期経常増減額	△5,631	△ 9,820	△ 6,133	
	当期一般正味財産増減額	△5,631	△ 7,584	△ 6,133	
	(指定正味財産増減の部)				
当期指定正味財産増減額	△7,022	△ 545	△ 6,039		
正味財産期末残高	176,813	168,684	156,513		
貸借対照表	総資産	206,394	194,136	162,942	
	流動資産	7,150	25,451	6,430	
	固定資産	199,244	168,684	156,513	
	総負債	29,580	25,451	6,430	
	流動負債	7,150	25,451	6,430	
	固定負債	22,431			
	正味財産	176,813	168,684	156,513	
	一般正味財産	83,042	75,459	69,326	
指定正味財産	93,771	93,226	87,187		
エラーチェック		OK	OK	OK	OK
本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金		28,112	25,586	24,085	
委託料		17,823	16,564	9,509	
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出捐金(年度末状況)		6,660	6,660	6,660	
(市出捐率)		66.6%	66.6%	66.6%	
財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		100.0%	100.0%	100.0%	
正味財産比率(正味財産/総資産)		85.7%	86.9%	96.1%	
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)		-7.2%	-4.8%	-7.8%	
総資産回転率(経常収益/総資産)		34.8%	31.7%	34.5%	
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/経常収益		63.9%	68.5%	59.8%	

法人コメント

現状認識	今後の取組の方向性	本市コメント
<p>公害健康被害被認定者の状況は、令和2年度末で40歳・50歳代の被認定者数が581名(49.2%、現在被認定者総数1,181名)いるため、被認定者が減少傾向にあっても、引き続き法人としての役割を担う必要があります。また、事業収支計算書(資金収支ベース)で収支が同額になるように、川崎市2・横浜市1の割合で運営費補助金を支出しておりますが、正味財産増減計算書においては、受取補助金等振替額や減価償却費など、現金の動きを伴わない収益・費用が計上されているほか、令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響により検査事業などが一部中止又は全面中止となり、事業収益が減少したため当期一般正味財産増減額はマイナスとなっております。</p>	<p>今後、公害健康被害被認定者数の減少により、検査・検診事業の委託料収入も減収となることが見込まれます。よって、現在実施している呼吸機能訓練教室や呼吸器健康相談の拡充を検討していく必要がありますが、公益財団法人のため各事業の黒字化を抑制する収支相償が求められることから、バランスの取れた事業運営を行うとともに、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図る取組についても推進します。</p>	<p>川崎市の公害健康被害被認定者は減少傾向にありますが、被認定者の医学的検査を行うことで、公害健康被害の専門施設として、本市における認定審査の公平性が担保されることを期待します。また、新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で保健福祉事業を実施し、健康の回復と福祉の向上に寄与すること、さらに、広く市民に対する呼吸器疾患に係る予防事業の継続実施等、本市環境保健事業の効果的な推進に寄与することを引き続き求めます。今後もセンターの効果的な運営を推進していくために、経費等の支出の削減だけでなく、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図る取組についても進められることを期待します。</p>

(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	1	0	0	5	1	0
職員	1	0	1	6	0	0

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。

・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定 ただし、 成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ（現状値維持）であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、方針の参考資料（指標一覧）に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 \times 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合（コンプライアンスに反する事案の発生件数等）

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値（個別設定値） \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点÷指標の数)→		3.00		2.67		2.00		1.33		0.33	

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和2年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。
- ・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。
- ・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。
- ・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとします。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	I ...約28%、II ...約68%、III ...約5%
		R1	I ...約60%、II ...約40%
		H30	I ...約72%、II ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	I ...約35%、II ...約62%、III ...約3%
		R1	I ...約50%、II ...約50%
		H30	I ...約67%、II ...約28%、III ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	I ...約78%、II ...約18%、III ...約4%
		R1	I ...約98%、II ...約 2%
		H30	I ...約93%、II ...約 7%

<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和２年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和３年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遜減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

<本委員会の意見>

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

<市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバイスへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

(2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものと考ええる。

<市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものと考ええる。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

(3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

(4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージアム川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>

	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。</p> <p>そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の改善(Action)の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後もその収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないかと。</p>	<p>高まると予想される。そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	--	---

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の経営健全化に向けた取組について	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後については、法人の自立化や経営の安定化の推進の改善（Action）の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業について</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。</p>	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善（Action）の方向性の具体的内容に追記した。</p>

母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。	斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。
--------------------	--	--

(3) 業務・組織に関する取組^{*}についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について	法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。	役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能

		<p>力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。</p>
<p>みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて</p>	<p>現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。</p>	<p>現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。</p> <p>したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。</p>

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

- ・ 第2回委員会

令和3年7月16日(金) WEB会議にて開催

- ・ 第3回委員会

令和3年7月29日(木) WEB会議にて開催

経営改善及び連携・活用に関する方針 (平成30(2018)年度～令和3(2021)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健所環境保健課
-----------------	---------------------	------------	---------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の施策概要

(1) 法人の事業概要

- ・公害健康被害被認定者の閉そく性呼吸器疾患に係る検査、検診に関すること
- ・被認定者の保健福祉に関すること
- ・被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること
- ・被認定者の応急医療に関すること
- ・広く市民に対する大気汚染等による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防に関すること
- ・その他目的を達成するために必要な事業

(2) 法人の設立目的

川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的としています。

(3) 法人のミッション

川崎・横浜公害保健センターは、川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、広く川崎・横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与する専門施設として設立されたものです。両市の公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことにより認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を行い、更には広く市民に呼吸器疾患に係る予防事業を行うことにより、両市における環境保健事業の効果的推進に寄与しています。

本市施策における法人の役割

川崎・横浜公害保健センターは、公害健康被害に係る専門的施設として設立され、被認定者への医学的検査やリハビリテーション事業、また広く市民に対する呼吸器健康相談やアレルギー相談事業等を実施することにより、被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、広く市民への呼吸器疾患の予防を図っていることから、本市の環境保健事業を推進する役割を担っています。

		基本政策	施策
法人の取組と関連する計画	市総合計画における位置づけ	生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	生き生きと暮らすための健康づくり
	分野別計画	—	

現状と課題

公害健康被害の新規認定が昭和63年3月の第1種指定地域の指定解除によりすでに終了していることから、被認定者数は減少傾向にあるものの、30代の被認定者が現在も多数存在しており、当法人が担う役割は今後も継続して必要とされています。しかしながら、高齢化等による被認定者数の減少を受け、検査・検診事業及び保健福祉事業の対象者数、収益ともに減少傾向にあります。

取組の方向性

(1) 経営改善項目

今後は、委託事業を含む自主事業の拡大等、自主財源の確保に向けた検討が必要です。

(2) 本市における法人との連携・活用

公害保健センターの主な設立目的は、公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、市民への大気汚染による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防となっています。特に、被認定者の医学的検査結果を基に判断する認定審査においては、公平性の確保が重要であるため、客観的事実に基づいたデータ収集に注目しながら検査を実施しています。また呼吸機能訓練等のリハビリテーション事業の実施や、広く市民に対する呼吸器健康相談、アレルギー相談、ぜん息児水泳教室の事前検診等の呼吸器疾患に伴う予防事業の実施により当法人が本市の環境保健事業の一翼を担っていることから、今後も当法人と連携し、本市環境保健事業を推進していきます。

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4力年計画の目標

・公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことで、本市における認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を実施し健康の回復と福祉の向上に寄与すること、また、広く市民に対して呼吸器疾患に伴う予防事業等を行うことにより、環境保健事業の効果的な推進に寄与することを目標としています。特に、被認定者の医学的検査、認定更新や障害程度の見直し等については、専門性が高く、長年にわたる医学的データが蓄積されていることから、被認定者の専門施設として当法人を今後も活用していくことが効果的です。

・一方で、高齢化等による被認定者の減少に伴い検査・検診事業や保健福祉事業が減少傾向にあることから、今後は広く市民に対する呼吸器疾患に伴う予防事業等に注力する必要があります。また、出資法人の効率化・経営健全化に合わせ、委託事業を含む自主事業の拡大を検討していきます。

本市施策推進に向けた事業計画

取組No.	事業名	指標	現状値	目標値					単位
			平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度		
①	検査・検診事業	検査・検診回数	65	65	65	65	65	回	
		受診者数	1,159	1,189	1,205	1,092	1,040	人	
		事業別の行政サービスコスト	13,965	13,749	14,000	13,200	13,000	千円	
②	保健福祉事業	呼吸機能訓練教室開催回数	12	12	12	12	12	回	
		呼吸機能訓練教室参加者数	196	196	196	196	196	人	
		「健康が維持・増進・回復された」と回答した者の率	91	91	92	93	94	%	
		事業別の行政サービスコスト	4,862	6,355	6,355	6,355	6,355	千円	
③	健康被害予防事業	呼吸器健康相談実施回数	11	17	17	17	17	回	
		呼吸器健康相談参加者数	45	300	300	300	300	人	
		「満足」と回答した者の率	98	98	98	98	98	%	
		事業別の行政サービスコスト	10,624	13,758	13,758	13,758	13,758	千円	

経営健全化に向けた事業計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度		
①	経費の抑制	経費増加率	0	0	0	0	0	%	

業務・組織に関わる計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度		
①	コンプライアンスに反する事案の発生件数	コンプライアンスに反する事案発生件数	0	0	0	0	0	件	

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名		検査・検診事業						
指標		①実施回数、②受診者数						
現状		川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者を対象とし、1年ごとに行う障害程度の見直しと、3年ごとの認定更新の審査に必要な検査・検診をセンターで行い、必要なデータを両市に提供しています。						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・設定した目標値を基に、受診者数に応じた実施回数を確保します。 ・認定更新のサイクルによる年度ごとの受診者や、高齢化に伴う参加者の減少傾向等を見込み、各年度の受診者数を推計します。 						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	検査・検診回数	65	65	65	65	65	回
		説明 川崎市及び横浜市分						
	2	受診者数	1,159	1,189	1,205	1,092	1,040	人
		説明 川崎市分のみ						
	3	事業別の行政サービスコスト	13,965	13,749	14,000	13,200	13,000	千円
		説明 直接事業費ー直接自己収入						

本市施策推進に向けた事業計画②

事業名		保健福祉事業						
指標		①開催回数、②参加者数、③アンケートの「充足度」回答率						
現状		公害健康被害被認定者の損なわれた健康の回復、保持増進と福祉の向上を目的として実施する事業であり、公害保健センターに本市が委託し、各分野の専門家による日常生活における療養の方法、呼吸指導等の訓練等、毎月1回の呼吸機能訓練教室を開催しています。また、被認定者全員に案内通知を発送し参加を募るとともに、参加者に対しては年度末にアンケート調査を行っています。						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化等による被認定者数の減少により参加者数の目標値確保が困難な状況にありますが、毎月1回開催の維持に努めます。 ・参加者数確保のため、被認定者への個別通知やチラシ配布等、広報の充実を図ります。 ・アンケート回答の「健康が維持・増進された」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。 						
スケジュール		現状値		目標値			単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	呼吸機能訓練教室開催回数	12	12	12	12	12	回
		説明 毎月1回開催						
	2	呼吸機能訓練教室参加者数	196	196	196	196	196	人
		説明 年間の総参加者数(知識普及講演会除く)						
	3	「健康が維持・増進・回復された」と回答した者の率	91	91	92	93	94	%
		説明 教室終了後にアンケートを実施						
4	事業別の行政サービスコスト	4,862	6,355	6,355	6,355	6,355	千円	
	説明 直接事業費ー直接自己収入							

本市施策推進に向けた事業計画③

事業名	健康被害予防事業
指標	①実施回数、②参加者数、③アンケートの「満足度」回答率
現状	呼吸器疾患の予防に寄与する事業を行うことにより、広く市民の健康の確保を図ることを目的として、呼吸器健康相談、アレルギー相談血液抗体検査及びびぜん息児水泳教室事前検診を実施しています。
行動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度まで月1回の実施であった呼吸器健康相談事業について、呼吸器疾患に伴う予防の更なる普及・推進のため、各種イベント等への出張相談を新たに5回程度実施します。 ・参加者確保のため、現状の広報手段である市政だより以外の啓発方法を検討します。 ・アンケート回答の「満足」との回答率が98%以上となるよう、内容の充実を図ります。

スケジュール		現状値	目標値				単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	呼吸器健康相談実施回数	11	17	17	17	17	回
	説明	開催数:公害保健センター10回、別会場2回、出張開催5回						
	2	呼吸器健康相談参加者数	45	300	300	300	300	人
	説明	年間の総参加者数						
3	「満足」と回答した者の率	98	98	98	98	98	98	%
説明	健康相談実施後にアンケートを実施							
4	事業別の行政サービスコスト	10,624	13,758	13,758	13,758	13,758	13,758	千円
説明	直接事業費ー直接自己収入							

3. 経営健全化に向けた計画

項目名	経費の抑制
指標	経費増加率
現状	平成29(2017)年度管理費決算額:25,778千円
行動計画	経費の主旨は、人件費・業務委託費などです。経費については、従来から削減に努めていますが、今後も変動経費を抑制して対応していきます。

スケジュール		現状値	目標値				単位	
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度		
指標	1	経費増加率	0	0	0	0	0	%
	説明	経費の前年度比増加率						

4. 業務・組織に関する計画

項目名		コンプライアンスの遵守							
指標		コンプライアンスに反する事案発生件数							
現状		毎週月曜日に職員全員でミーティングを行っており、コンプライアンスの順守を徹底しています。							
行動計画		・今後もミーティングを継続しながら、組織内にてコンプライアンスの順守を徹底します。							
スケジュール		現状値		目標値			単位		
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度			
指標	1	コンプライアンスに反する事案の発生件数		0	0	0	0	0	件
	説明	コンプライアンスの違反件数							

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	目標値の考え方
		平成29(2017)年度	令和3(2021)年度	
①検査・検診事業				
1	検査・検診回数	65回	65回	検査・検診回数を確保することで更新等の漏れを防ぐこととなり、被認定者の不利益とならないことに繋がります。 (参考:H26~H29 平均65回)
	算出方法 月平均5回開催×12月(1回につき受診者約20名)			
2	受診者数	1,159人	1,040人	認定失効者数(毎年40名程度失効)の推計によります。ただし、3年に一度の更新に係る受診者増を見込みます。 (参考:H26~H29 平均1,233人)
	算出方法 公害健康被害補償法に基づく障害程度の見直し及び認定更新に伴う医学的検査の受診者数(川崎市分)			
3	事業別の行政サービスコスト	13,965千円	13,000千円	事業の効率的な運用に努め、事務経費の削減を図ります。 (参考:H26~H29 平均15,188千円)
	算出方法 直接事業費-直接自己収入			
②保健福祉事業				
1	呼吸機能訓練教室開催回数	12回	12回	センターの職員数や予算等を鑑み、月1回の開催を目標とし、健康の回復及び福祉の向上を目指します。 (参考:H26~H29 平均12回)
	算出方法 被認定者を対象とした「呼吸機能訓練教室」×10回+一般市民を対象とした「知識普及講演会」×2回			
2	呼吸機能訓練教室参加人数	196人	196人	被認定者数の減少や過去の参加人数等を鑑み、現状値を目標値としながら健康の回復及び福祉の向上を目指します。なお、知識普及講演会は年度により開催会場・開催内容が異なり参加者数に差異があるため、指標から除きます。 (参考:H26~H29 平均164人)
	算出方法 年間の総参加者数(知識普及講演会除く)			
3	「健康が維持・増進・回復された」と回答した者の率	91%	94%	内容の充実や講師選定等の検討を行い、現状値から毎年1%の回答率増加を目標とします。 (参考:H26~H29平均92.5%)
	算出方法 事後アンケートによる調査			
4	事業別の行政サービスコスト	4,862千円	6,355千円	事業の効率的な運用に努め、事務経費の削減を図ります。 (参考:H26~H29 平均5,106千円)
	算出方法 直接事業費-直接自己収入			

③健康被害予防事業						
1	算出方法	呼吸器健康相談実施回数 公害保健センター開催毎月1回×12回(別会場2回含む)+出張相談5回	健康相談を実施することで、呼吸器疾患の予防について市民への更なる普及・啓発に繋げることができます。	11回	17回	センターの職員数や予算等を鑑み、センターを会場とした相談(別会場含む)を毎月1回実施するとともに、COPD及びぜん息患者等の増加等に対応するため、イベント等での出張相談を5回開催し、呼吸器疾患の予防、罹患者の健康回復を目指します。 (参考:H26~H29 平均9.5回)
	算出方法	呼吸器健康相談参加者数 年間の総参加者数				
3	算出方法	「満足」と回答した者の率 事後アンケートによる調査	回答率を算出することで、当事業の必要性や有効性等を測ることができます。	98%	98%	すでに高い「満足」との回答を得ていることから、現状値を目標値とします。ただし、より良い事業となるよう、今後も相談体制・検査項目の充実等の検討を、継続して行います。 (参考:H26~H29 平均99.5%)
	算出方法	事業別の行政サービスコスト 直接事業費-直接自己収入				
経営健全化に向けた事業計画						
指標		指標の考え方	現状値	目標値	目標値の考え方	
			平成29(2017)年度	令和3(2021)年度		
①経費の抑制						
1	算出方法	経費増加率 当該年度の人件費・委託費などの経費(管理費)/前年度の人件費・委託費などの経費(管理費)×100%	経費(管理費)の対前年度比を0%以下に抑えるよう、経営健全化のために経費の抑制を目指します。	0%	0%	人件費・業務委託費などの変動経費を抑制することで、経費の増加率を対前年度比0%以下に抑えられるよう、経費抑制に取り組みます。
	算出方法	コンプライアンスに反する事案の発生件数 コンプライアンス違反件数				
業務・組織に関わる計画						
指標		指標の考え方	現状値	目標値	目標値の考え方	
			平成29(2017)年度	令和3(2021)年度		
①コンプライアンスの遵守						
1	算出方法	コンプライアンスに反する事案の発生件数 コンプライアンス違反件数	法令順守に努めることが指標となります。	0件	0件	法令順守に務めることにより、コンプライアンスに違反することがない体制を作ります。 (参考:H26~H29 実績0件)

資金計画表

[平成30年度～平成33年度]

法人名： 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

(単位:千円)

項目			決算	予算	計画		
			平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
経常収支	収入	事業収入	10,524	10,332	11,400	10,000	9,900
		補助金収入(事業分)	44,784	48,915	50,841	46,912	43,151
		委託費収入	8,726	11,595	11,595	11,595	11,595
		雑収入	466	281	281	281	281
		基本財産運用収入	1	10	10	10	10
		特定資産運用収入	4	5	5	5	5
		未収金増加高(△)	296	0	0	0	0
		経常収入合計	64,801	71,138	74,132	68,803	64,942
	支出	事業費	51,317	59,366	62,360	54,400	51,900
		管理費	25,778	27,728	27,728	27,728	27,728
		減価償却費(△)	△ 13,890	△ 15,006	△ 15,006	△ 15,006	△ 15,006
		引当金繰入等(△)	△ 2,559	△ 950	△ 950	△ 950	△ 950
		未払金等増加高(△)	3,433	0	0	0	0
		経常支出合計	64,079	71,138	74,132	66,172	63,672
経常収支			722	0	0	2,631	1,270
投資収支	補助金収入(修繕分)	26,119	0	0	0	0	
	固定資産取得支出(△)	△ 29,719	△ 1,300	△ 1,300	△ 1,300	△ 1,300	
	投資等収支	△ 3,600	△ 1,300	△ 1,300	△ 1,300	△ 1,300	
財務収支							
	財務収支	0	0	0	0	0	
現金預金増加高			△ 2,878	△ 1,300	△ 1,300	1,331	△ 30
期首現金預金			9,036	6,158	4,858	3,558	4,889
期末現金預金			6,158	4,858	3,558	4,889	4,859